

医療保険者への財政支援措置

平成23年度1次補正 864億円 (介護分: 39億円、計: 903億円)

参考2

1. 保険料の減免等による損失補填

〈483億円〉

(介護2号保険料分: 39億円、計: 522億円)

① 標準報酬の改定の特例による損失の補填

(102億円)

震災に伴い急激に報酬が減少した被保険者の標準報酬月額の特例改定を行った被用者保険者への補助

(※) 通常は、報酬に大幅な変動が生じた月から一定の期間(概ね3ヶ月)の平均をもって、その翌月(概ね4ヶ月目)から随時改定を行う。

② 保険料の減免による損失補填

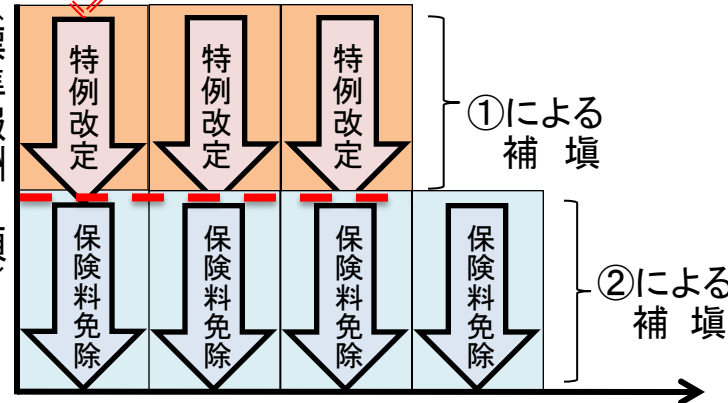
(381億円)

震災に伴い保険料を減免した(※)保険者への補助

(※) 災害により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等の保険料を減免

報酬が大幅に減少

(標準報酬月額)



2. 一部負担金等の減免による損失補填

〈350億円〉

被災地にお住まいで生活にお困りの方(※)の医療機関等での窓口負担や入院時の食費・光熱水費の自己負担分を減免した保険者への補助

(※) ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方

③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

⑥福島原発の事故に伴う政府の「警戒区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象になっている方、従来の「屋内退避指示」の対象となっていた方

医療費

入院時の食費・光熱水費

窓口負担

保険給付

自己負担

保険給付

減免

・70歳未満の方は、原則3割
・70歳以上の方は、原則1割

減免

・65歳以上で療養病床に入院する方(密度の高い医療を必要とする方を除く)の食費は所得に応じて、一食460円、210円、130円。
光熱水費は原則一日320円。
・その他の方の食費は所得に応じて、一食260円、210円、100円

3. 市町村国保等への支援

〈32億円〉

・市町村国保のシステム復旧費用等への補助

・国保連合会の診療報酬等の立替払いに伴う借入利息に対する補助 等

趣 旨

- 今般の東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に、多くの方々がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされていることから、被災された方々の雇用の場を早急に確保することが重要な課題となっている。
- このため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施する。

震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して(23年度補正予算:500億円)拡充し、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

【事業例】

- ・ 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- ・ 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
- ・ 農水産物や観光地のPR事業

◆ 対象者

- 被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。)

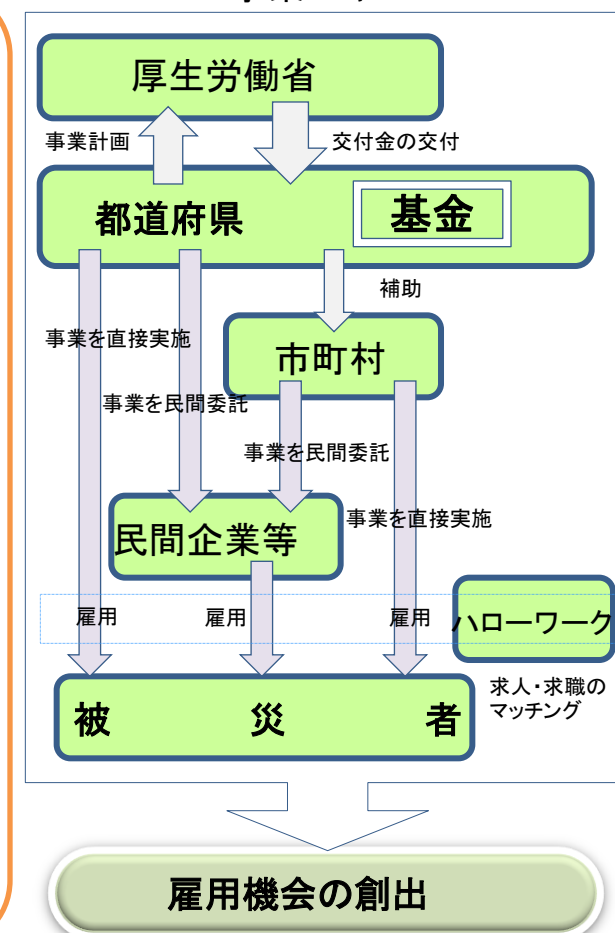
◆ 実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
- 事業費に占める新規に雇用される被災求職者の人件費割合は1/2以上。

※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能。

※ 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業ともに複数回更新可とする。

《事業スキーム》



雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業や教育訓練等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

- ① 休業の場合は、休業手当相当額の一部(大企業2/3、中小企業4/5)
- ② 教育訓練の場合は、賃金相当額の一部に加え、訓練費として、1人1日当たり大企業4,000円、中小企業6,000円(事業主自らが実施する事業所内訓練については大企業2,000円、中小企業3,000円)を助成

(通常的主要支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

特例対象

- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主(以下①～⑤の特例)
- 上記地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)
- 被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)

特例内容

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)
- ④ 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤ 被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。